



モクレン

埼玉FPセンター

ヤマト

税理士
だより

編集発行人
代表社員・税理士
CFP・TLC
北村喜久則
代表社員・税理士
行政書士
北村秀子
顧問税理士
神田福男・月岡直樹
星野 慎・鷺見守夫

事務所 〒336-0022
さいたま市南区白幡4-1-19
TSKビル5F
TEL 048 (866) 9734(代)
FAX 048 (866) 8591
<http://www.yamatotax.com>
mail tax@yamatotax.or.jp

3月

(弥生) MARCH

20日・春分の日

日	9	23
月	10	24
火	11	25
水	12	26
木	13	27
金	14	28
土	1	15 29
日	2	16 30
月	3	17 31
火	4	18
水	5	19
木	6	20
金	7	21
土	8	22

3月の税務と労務

- | | |
|--|---|
| 国 税 ／令和6年分所得税の確定申告
2月16日～3月17日 | 国 税 ／1月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等) 3月31日 |
| 国 税 ／個人の青色申告の承認申請
3月17日 | 国 税 ／7月決算法人の中間申告
3月31日 |
| 国 税 ／贈与税の申告
2月1日～3月17日 | 国 税 ／4月、7月、10月決算法人の消費税等の中間申告 |
| 国 税 ／2月分源泉所得税の納付
3月10日 | (年3回の場合) 3月31日 |
| 国 税 ／個人事業者の令和6年分消費税等の確定申告 3月31日 | 地方税 ／個人の都道府県民税、市区町村民税、事業税(事業所税)の申告 3月17日 |

ワンポイント 収受日付印の押なつ廃止

国税庁は今年1月から、書面で提出された申告書等の控えへの、収受日付印の押なつを行わないこととしました。控えの収受日付印以外で、申告書等の提出事実や提出年月日を確認する方法としては、申告書等情報取得サービスや納税証明書の交付請求などにより確認することができます。

令和7年度 税制改正(案) のポイント

自民党・公明党が昨年12月に公表した令和7年度与党税制改正大綱では、基礎控除や給与所得控除の引上げ、防衛特別法人税の創設といった項目が盛り込まれています。

【表1】に、主な改正項目のタイムスケジュールを示します。この表は、令和7年度与党税制改正大綱で取り上げられた項目と、前年以前の改正項目で適用時期が今年以降のものを掲載しています。

1 基礎控除・給与所得控除

令和7年度税制改正の最大の焦点であった「年収103万円の壁」に対応する措置として、与党税制改正大綱では、基礎控除については合計所得金額が2350万円以下の人について控除額を10万円引き上げ58万円に、給与所得控除の最低保障額については55万円から65万円に引き上げる旨が明記されています。

基礎控除や給与所得控除の引上げは、令和7年分以後の所得税について適用されます。

2 配偶者・扶養親族

居住者が、年齢19歳以上23歳未満の同一生計親族で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額等から【表2】で示す控除額を控除する制度が創設される予定です。ただし、その親族等がその居住者の配偶者及び青色事業専従者等であるものを除き、合計所得金額が123万円以下であるものに限りられます。この制度を特定親

表1 改正項目タイムスケジュール
(○減税、●増税、—どちらともいえない)

2025年 (令和7年)	1月	●	極めて高い水準の所得に対する負担の適正化
		○	基礎控除・給与所得控除の見直し
		—	扶養控除等申告書の記載事項の見直し
	4月	●	中小企業者等の法人税の軽減税率の見直し
2026年 (令和8年)	1月	—	個人事業の開業・廃業等届出書の提出期限の見直し
		●	防衛特別法人税の創設
	4月	○	生命保険料控除の見直し
		●	段階的に、加熱式たばこの課税方式の見直し
2027年 (令和9年)	1月	○	源泉徴収票の提出方法の見直し
		—	納期の特例申請、青色申告承認申請・青色専従者給与の届出、給与等支払事務所の開設等届出についての簡素化
2027年～2029年		●	段階的に、たばこ税率を引上げ

3 生命保険料控除

居住者が年齢23歳未満の扶養親族を有する場合には、令和8年分における新生命保険料に係る一般生命保険料控除の控除額は、【表3】の計算式により計算した金額になります。旧生命保険料と前記の適用がある新生命保険料を支払った場合には、

族特別控除(仮称)といえます。また、基礎控除や給与所得控除の見直しと特定親族特別控除の創設に伴い、同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件や、ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件が、48万円以下から58万円以下に引き上げられるなどの措置が講じられます。

一般生命保険料控除の適用限度額は6万円になります。ただし、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額は、12万円のままです。

4 法人税・防衛特別法人税

所得の金額が年800万円以下の部分について税率が15%に軽減される中小企業者等の法人税の軽減税率の特例について、適用期限が2年延長されます。ただし、所得の金額が年10億円を超える事業年度については、税率が15%ではなく17%に引き上げられます。令和7年4月1日以後に開始する各事業年度から適用されます。

また、各事業年度の所得に対する法人税を課される法人に防衛特別法人税（仮称）が課税される制度が創設されます。防衛特別法人税の額は、課税標準となる法人税額から基礎控除額（年500万円）を控除した額に4%の税率を乗じた金額です。

5 中小企業経営強化税制

中小企業者等が特定経営力向

上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、適用期限が2年延長されます。ただし、特定経営力向上設備等に、その投資計画における年平均投資利益率が7%以上となることが見込まれるものであることなどの要件が追加されます。

6 輸出品物販売場制度

輸出品物販売場を営業者が営業者が、免税購入対象者に対して免税対象物品を譲渡した場合に、その免税購入対象者が購入日から90日以内に出港地の税関長の確認を受けたときは、その確認した旨の情報を、輸出品物販売場を営業者が保存することを要件に、免税対象物品の譲渡について、消費税が免除されます。

この改正により、実務上は消費税相当額を含めた価格で販売し、出国時に持ち出しが確認された場合に輸出品物販売場を経営する事業者から免税購入対象者に対し消費税相当額を返金する「リファンド方式」になります。

7 その他

- (1) 個人型確定拠出年金について、年齢60歳以上70歳未満のうち一定の人について制度の対象とすることや、拠出限度額が引き上げられるなどの措置が講じられます。
- (2) 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置が2年延長されます。
- (3) 法人版事業承継税制の特例措置における役員就任要件や、個人版事業承継税制における事業従事要件が緩和されます。

表2 特定親族特別控除の金額

親族等の合計所得金額	控除額
58万円超 85万円以下	63万円
85万円超 90万円以下	61万円
90万円超 95万円以下	51万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	3万円

表3 生命保険料控除の控除額

年間の新生命保険料	控除額
30,000円以下	新生命保険料の全額
30,000円超 60,000円以下	新生命保険料 × 1 / 2 + 15,000円
60,000円超 120,000円以下	新生命保険料 × 1 / 4 + 30,000円
120,000円超	一律 60,000円

- (4) 企業版ふるさと納税について、関係法令が改正され、一定の措置が講じられることを前提に、適用期限が3年間延長されます。
- (5) 法人が、再資源化事業等高度化設備の取得等をした場合の特別償却制度が創設されます。

＜当事務所の業務内容＞

1. 会 計 (1) 会計システムのサポート (システム分析、記帳指導、TKC・JDL 他 OA 指導)
(2) 財務・金融面の指導 (資金繰り指導、金融機関の御紹介等)
 2. 税 務 税務代理、税務申告書の作成、税務相談、相続、贈与、事業承継設計
 3. FP (ファイナンシャル・プランニング) 業務 (日本 FP 協会埼玉支部所属)
 4. 経営支援 会社設立、各種規程 (就業規則等) の作成、管理会計指導 (継続 MAS)
 5. 提携先 弁護士 (峰岸)、司法書士 (森崎)、社会保険労務士 (戸田)、土地家屋調査士 (片岡)、不動産鑑定士 (鎌倉・岸田)、不動産会社は役割に応じて多種多様あり。
- ・ 建設会社 積水ハウス、大和ハウス、旭化成、ミサワホーム他
 - ・ 保険会社 大同生命、オリックス生命、日本生命、ジブラルタ生命、NN 生命、朝日生命、あいおいニッセイ同和損保

(スタッフ)	第1 監査班 星野・福島顧問	{	① 財務支援	水落大介 (AFP)	— 辻 綾 (FP)	— 松本由紀
			② ♪	浜崎雄樹 (社会保険労務士)	— 井出さくら	— 恵守はるな
	第2 監査班 柴崎コーチ 間口MBA	{	① 経営支援	木村隆志 (科目合格者)	— 北村実喜 (科目合格者)	— 山田直緒子 (AFP)
			② ♪	山 大裕 (1級FP・宅建)	— 内田祐輝	— 元橋暁潔 (AFP)
			③ ♪	廣井里美 (AFP)	— 阪野湧飛	
	第3 監査班 神田・月岡顧問	{	① 資産税	武士保治 (国税審理官OB)	— 平野朋子 (AFP)	— 島田菜月 (FP)
			② ♪	石津 悟 (CFP・宅建)	— 北村実喜 (2班兼任)	

※ 資格者 税理士7名 (顧問含む)、社会保険労務士1名、行政書士1名、宅地建物取引士2名、税理士科目合格者4名、不動産コンサルタント1名、CFP3名、AFP7名、FP技能士6名、生保資格者多数、損保資格者2名、秘書資格者2名

3月の税務ピックアップ

個人の青色申告の承認申請

事業所得や不動産所得、山林所得を生ずべき業務を行う人が青色申告の承認を受けようとする場合、青色申告書による申告をしようとする年の3月15日までに「所得税の青色申告承認申請書」を税務署に提出します。青色申告承認申請書には、納税地や氏名その他、所得の種類や事業所の名称・所在地、備付帳簿名などを記載します。

なお、その年の1月16日以後、新たに事業を開始したり不動産の貸付けをした場合は、その事業開始等の日から2か月以内が提出期限です。また、青色申告の承認を受けていた被相続人の事業を相続により承継した場合の提出時期は、相続開始を知った日 (死亡日) の時期に応じて、次のように決まっています。

- ① 死亡日が1/1～8/31：死亡日から4か月以内
- ② 死亡日が9/1～10/31：12/31まで
- ③ 死亡日が11/1～12/31：翌年2/15まで

誤って納付した 印紙税の還付

印紙税の課税文書に貼り付けた収入印紙が過大である場合や、収入印紙を貼り付けた課税文書を使用する見込みがなくなった場合には、印紙税の過誤納金として還付の対象となります。還付を受ける場合には、「印紙税過誤納確認申請 (兼充当請求書)」に必要事項を記入して、所轄税務署に提出します。この

場合の納税地は、文書の種類や記載内容などによって異なる場合がありますので、あらかじめ確認した方が良いでしょう。なお申請の際には、印紙税が過誤納となっている文書の現物を提示する必要があります。

税金の還付は、銀行口座振込または郵便局を通じての送金になります。また還付金の請求権は5年で消滅しますので、文書の作成日から5年を経過したものは、還付の対象になりません。